

その他の事項について

障害福祉サービス受給者証及び地域生活支援給付受給者証の記載事項の変更について

(六)

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合(原則)	1割	負担上限月額	24,600円
適用期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで		
食事提供体制加算対象者			該当
適用期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無			該当
利用者負担上限額管理事業所名 ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> 印			
特記事項欄 <u>千葉県激変緩和措置対象者 激変緩和後上限額12,300円</u>			
予備欄			

障害福祉サービス

4月以降の受給者証の記載例

食費提供体制加算対象者の場合、「該当」と印字されます。

千葉市の激変緩和措置対象者の場合、左記のように印字されます。

(一)

千葉市地域生活支援給付受給者証				
受給者証番号	1000011111	交付年月日	平成 19 年 3 月 30 日	
支給決定	居住地	千葉市中央区千葉港 1 - 1		
障害者 (保護者)	フリガナ	フリガナ	支給決定に	フリガナ
	氏名	氏名	係る障害児	氏名
市長名及び印	(窓口) 〒264-8550 若葉区貝塚町 1258-20 121004 若葉保健福祉センター 千葉市長 鶴岡 啓一 保健福祉サービス課 TEL043-233-8154 FAX043-233-8178			
利用者負担上限月額	障害福祉サービス	有	利用者負担上限	平成 18 年 4 月 1 日から
24,600 円	との負担額の合算		月額の適用期間	平成 20 年 3 月 31 日まで

地域生活支援給付

(二)

支給決定内容			
サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援(身体介護を伴う)		25 時間 / 月 2 人介護可	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
日中一時支援日中預かり型 (遷延性意識障害児・者)	-	60 時間 / 月	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
日中一時支援放課後対策型		27 日 / 月	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
予備欄 1 食費負担軽減対象者			
予備欄 2 市激変緩和対象 上限額 12,300 円			
予備欄 3			

予備欄 1
食費提供体制加算対象者の場合、左記のように印字されます。

予備欄 2
千葉市激変緩和措置対象者については左記のように印字されます。

(三)

注意事項欄	
1 千葉市地域生活支援給付のサービスを受けるときに支払う金額は、原則としてサービスに要した費用の 1 割です。ただし、この証の第一面の「利用者負担上限月額」が障害福祉サービスと合算の 1 か月あたりの上限になります。	
2 この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて千葉市にその旨を届け出てください。	
3 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに千葉市に届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに千葉市に返還してください。	
4 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を千葉市に返還してください。	
5 支給決定内容欄に記載されていないサービスについては、給付費の支給は受けられません。他の種類の給付を受ける必要がある場合は、千葉市に支給申請をしてください。また、支給量の変更を必要とする場合は、支給量変更の申請をすることができます。	
6 地域生活支援給付事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を登録事業者に提示し、この証の第四面以降において支給量の管理を行ってください。	
7 記入欄が足りなくなった場合は、本証を千葉市に持参し、欄の追加を申し出てください。	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	有
利用者負担上限額管理事業所名	千葉市
障害福祉サービス受給者証番号	2000000011

入院・外泊時加算の取り扱い

施設入所支援及び旧法施設支援における上記加算の取扱いは次のとおりとなる。

	平成19年3月まで	平成19年4月以降
1月あたりの加算限度日数	6日	8日
月をまたいで継続して入院又は外泊している者の取り扱い	連続して12日まで加算可	入院又は外泊した初日から起算して3月まで加算可